

# 実績評価書(案)

資料2-1

(厚生労働省26(1-5-4))

施策目標名	原子爆弾被爆者等を援護すること(施策目標1-5-4)							
施策の概要	本施策は、被爆者(被爆者健康手帳の交付を受けた者)に対する保健・医療・福祉にわたる総合的な援護施策を講じる観点から、被爆者に対し、健康診断や医療費の支給等を行っている。							
施策の背景・枠組み(根拠法令、政府決定、関連計画等)	原爆被爆者対策については、被爆者が受けた放射能による健康被害という他の戦争被害とは異なる「特殊の被害」であることにかんがみ、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年2月16日法律第117号)」に基づき、医療の給付、手当の支給等の措置を講じている。							
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求額	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	147,852,082	147,835,523	148,157,450	144,911,471	139,982,728	—
		補正予算(b)	0	-6,206	1,444,898	28,567	0	
		繰越し等(c)	0	0	-1,444,898	412,839	1,032,059	
		合計(a+b+c)	147,852,082	147,829,317	148,157,450	145,352,877	141,014,787	—
	執行額(千円、d)	145,709,768	141,721,345	135,612,366	130,024,164			
執行率(%、d/(a+b+c))	98.6%	95.9%	91.5%	89.5%				
関連税制	—							
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
	—	—		—				

測定指標	指標1 被爆者健康診断受診率 (「原子爆弾被爆者の健康診断等に要する経費の交付について」に基づき各自治体から提出される事業遂行状況報告による)	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠								
		被爆者に対する健康診断の実施は、各被爆者の健康状況を予め把握することにより、疾病の早期発見・早期治療が可能となり、被爆者の健康の保持・増進を図る上で効率的な手段であるため指標として選定し、被爆者に対する健康診断の機会の確保維持のため、被爆者健康診断のうち一般健康診断の前年度受診率70%を26年度目標値とした。								
		基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成
		前年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	毎年度	○	(△)
前年度同程度	72%	70%	72%	70%	集計中	前年度同程度				
年度ごとの目標値		74%	72%	70%	72%	70%				

※22年度及び23年度は第2期基本計画期間、24年度から26年度は第3期基本計画期間である。

評価結果と今後の方向性	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)③
	総合判定	(判定結果)A
		(判定理由) 指標1の被爆者健康診断受診率は目標値を若干下回る見込みであるが、被爆者の高齢化が進む中で、①概ね前年度並みの健康診断受診率を達成する見込みであること、②健康診断に加え医療費や各種手当での支給が行われていること等を考慮し、総合的に判断すると、被爆者に対する保健・医療・福祉にわたる総合的な援護施策の達成に向けて現行の取組が有効かつ効率的に実施されていることから、目標を達成していると判定した。
	施策の分析	(有効性の評価) 被爆者の高齢化に伴い指標である健康診断の受診率自体は減少傾向にあるが、被爆者に対する健康診断の実施は、各被爆者の健康状況を予め把握することによって疾病の早期発見・早期治療が可能となるなど被爆者の健康の保持・増進を図る上で有効な手段であり、概ね前年度並みの健康診断受診率を達成する見込みであることから、施策として有効に機能していると評価できる。
(効率性の評価) 原爆被爆者対策については、被爆者数の減少とともに23年度以降予算額を約79億円削減しているが、毎年度目標値を概ね達成していることから効率的な取組が行われていると評価できる。		
(現状分析) 測定指標1において、被爆者の高齢化に伴い受診率に低下傾向が見られるが、被爆者に対する援護施策としては、健康診断に加え医療費や各種手当等の支給等を講じており、こうした総合的な施策を講じていくことが重要である。		
次期目標等への反映の方向性	(施策及び測定指標の見直しについて) 健康診断受診率は被爆者の高齢化に伴い低下傾向にあるが、健康診断は被爆者に対する保健・医療・福祉にわたる総合的な施策を講じる上で導的な役割を果たすものとして重要であることから引き続き指標とし、今後も当該施策を講じていくことが必要である。	
	(予算要求について) 以下の口で囲んだ方向で検討します。 増額／現状維持／シーリングによる減額／見直しによる減額	
	(税制改正要望について)	
	(機構・定員について)	

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

参考・関連資料等	<p>関連法令 URL: <a href="http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H06/H06HO117.html">http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H06/H06HO117.html</a></p> <p>施策について URL: <a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/genbaku/index.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/genbaku/index.html</a></p>
----------	---

担当部局名	健康局総務課 指導調査室	作成責任者名	指導調査室長 小野 清喜	政策評価実施時期	平成27年6月
-------	-----------------	--------	-----------------	----------	---------